

第4回 地域の触法障がい者を支援し続けること

公設事務所運営特別委員会委員
弁護士法人多摩パブリック法律事務所

西島 正 (30 期)

「触法ネット」の立ち上げと現在

多摩パブリック法律事務所（略称「多摩パブ」）は、地域で困難な課題を抱えた人々への支援の一つとして、触法障がい者の地域支援ネットワークづくりに10年以上取り組んできた。福祉活動家・作家の山本譲司氏は、「獄窓記」（ポプラ社、2003）など一連の著書で「刑務所にいる受刑者の1/4に知的障がいがあり、しかも累犯者が多い」と指摘されている。万引きなどを繰り返し逮捕される知的障がい者や、十分な支援を受けられずに刑事事件を起こした精神障がい者の中には、社会復帰後も地域に定着できず、刑務所と社会を行ったり来たりする人が少なくない。

2013年5月、多摩地域で触法障がい者を福祉に繋げ、地域で支援する仕組みを作るため「触法障がい者の地域支援」をテーマにした研究会を立ち上げ、多摩パブが事務局を担当した。発足当初の3年間、研究会は更生保護協会の助成金を受け、長崎などの先進的な取り組みを学ぶ研究会を開催した。2016年に助成期間が終了した後も、支援者間で「顔の見える関係」を築きながら、具体的なケースをめぐって支援のあり方を議論し、実際の支援方針に生かす「事例検討・相談会」を、ほぼ2カ月に1回のペースで開催してきた。

2019年9月、研究会は一般社団法人「多摩地域の触法障がい者支援ネットワーク」（通称「触法ネット」）として組織整備され、多摩パブの弁護士は、今もその企画運営に携わっている。

「触法ネット」の活動

「触法ネット」の会員数は、現在44名、その中には多摩地域の弁護士12名の他、福祉施設や自治体の福祉担当者、保護司、保護観察所の社会復帰調整官・

保護観察官、更生保護施設のスタッフなどが含まれている。「触法ネット」の会員は、身体を拘束された障がい者が不起訴・執行猶予で刑務所に収容されずに社会復帰し、福祉的援助を受けながら社会定着を図る「入口支援」と、受刑を終えて社会に戻ってきた障がい者が安定した生活を送るための「出口支援」に携わっている。このような仕組み作りは全国各地で実践されているが、東京では、地域に根ざした活動はまだ少ない状況である。

犯罪を繰り返す累犯者の中に多くいる知的障がい者については、生活保護・障害福祉サービス等の福祉的ケアがあれば、軽微な財産犯を防げる可能性がある。「事例検討・相談会」では、福祉的支援の情報共有やアドバイスが行われている。

しかし、それだけでは犯罪の繰り返しを防げない障がい者も少なからず存在している。知的障がい者の特性として、衝動性や理解力の不足、禁止行為に対する心理的な障壁の低さが指摘されている。障害がある故の罪の繰り返しは、受刑の威嚇効果や矯正教育では解決できないことが多い。「事例検討・相談会」の議論では、なぜ罪を犯したのか、その人の側の原因を探ることを重視している。再犯の防止を目的とするのではなく、それぞれの障害特性に合わせて生きづらさを解消し、その人らしくこの社会で生きていくことを支援する側の模索というべきだろう。

8年間で41回を数える「事例検討・相談会」には、会員外も含め毎回30～40人が参加している。また、会員間の情報共有と支援ノウハウの共有を目的としたメーリングリストも開設した。

「触法ネット」で共有する理念

「触法ネット」は、今、次のような理念の下に活動している。

1. 触法障がい者の生きづらさの解消を目的とする。
再犯の抑制・防止はその結果であり、目的ではない。
2. 触法障がい者の刑事弁護は、被疑者・被告人の社会復帰だけでなく、その先の社会定着、つまり地域で市民として生きていけるような支援に繋がることを重視する。不起訴や執行猶予はゴールではなくスタートである。
3. 支援者を孤立させないネットワークを創る。支援者自身が疲弊しないよう、支援者同士が支え合う関係を作ることが支援を続ける必須条件である。

支援の難しさを体感した「未成功例」

「触法ネット」の中で支援態勢を整えても、触法障がい者が生きづらさを解消して社会に定着できるとは限らない。個人情報保護のためにデフォルメした上で、ある「失敗例」を紹介しておこう。

中等度知的障がい (IQ49) を抱える A さん (40 歳・男性) は、19 歳の時に窃盗で保護観察処分となつてから、15 年間で 4 回の受刑歴があつた。多摩パブが関わつたのは、受刑 4 回目の刑期満了 5 カ月前、府中刑務所からの打診を受けて社会福祉法人 D 法人と C 市障害福祉課の要請で保佐人を法人受任したのが始まりだった。

2019 年 7 月、出所した A さんは、D 法人のグループホーム (GH) に入居し、就労支援 B 型作業所に通所した。作業所ではリーダー的存在で生き生きと作業をしていたが、出所から半年後にテレビを盗んで逮捕された。国選弁護人を務めた私に、A さんは「毎日の生活費では食事が足りず、米を買う金が欲しかった」と動機を語った。

懲役 1 年の実刑判決を受け、2021 年 4 月に出所した A さんは再び GH に入居し作業所に通い始めたが、半年後に覚醒剤自己使用罪で逮捕された。A さんから

「作業所のスタッフに自分の希望が伝わらないことにイライラし、ストレスを溜めていた。すっきりしたかった」との動機を聞いて、A さんにとって、違法行為と日常生活を隔てるハードルが低いことを思い知らされた。

実刑判決を受けた A さんは 2022 年 11 月に出所し、D 法人が借りたアパートに入居して一人暮らしを始めたが、望むような一般就労ができず、生活保護から抜け出せなかった。

2023 年 12 月、A さんは抜き身の包丁を持ってコンビニに行き、現金を奪った後「警察を呼べ」と要求して逮捕された。A さんは「仕事に行かずに自室にいて、人生に疲れた。これしかないと思った。刑務所に入れてもらいたかった」と語った。保佐人業務を担当し、月 1 回は A さんを訪問をしていた多摩パブの職員は、A さん逮捕の報に「もっと会っていれば防げたんじゃないか」と涙ぐんでいた。

A さんの事例を「事例検討・相談会」で紹介して、支援のあり方を議論してもらった。議論を聞いて思い知ったのは、A さんが何を望んでいるかを分かっていなかったということだった。思えば、支援する側から A さんに用意できたのは、安い賃金の就労先か生活保護という二者択一の経済面の選択肢と、安いアパートでの一人暮らしという限られた生活環境だった。刑務所から戻った A さんがこの社会に感じた閉塞感は想像に難くない。A さんにとっては、日々の日課が決まっている刑務所の暮らしが、限られた中で選択を迫られるこの社会よりも楽だったのかもしれない。それでも「刑務所の生活は辛い」と語る A さんに対しては、決してあきらめずに、触法障がい者の目線で支援策を見直し、7 回目の受刑を開始した A さんの 3 年後の出所に備えようと思う。議論の中で出た「これは『失敗例』ではなく、『未成功例』です」という言葉が耳に残っている。